

意見公募要領

1 意見公募対象

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等

2 意見公募の趣旨・目的・背景

総務省は、電気通信事業を取り巻く環境変化を踏まえ、電気通信サービスの円滑な提供及びその利用者の利益の保護を図るため、①利用者に関する情報の適正な取扱いに係る制度の整備、②第一種指定電気通信設備制度の見直し等を行うための「電気通信事業法の一部を改正する法律案」を第 208 回国会に提出しました。可決成立の後、令和 4 年 6 月 17 日（金）に電気通信事業法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 70 号。以下「改正法」といいます。）が公布されたところです。

また、第一種指定電気通信設備制度に関しては、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社において、現在電話サービスのために用いられている公衆交換電話網の設備（以下「PSTN」という。）が令和 7 年頃に維持限界を迎える中で、令和 3 年 1 月から順次、PSTN の IP 網への移行を進めているところ、令和 2 年 4 月より総務大臣から情報通信審議会に対し、「IP 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」について諮問がなされ、令和 3 年 9 月に最終答申「IP 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 ～ IP 網への移行完了を見据えた接続制度の整備に向けて～」が同審議会においてとりまとめられたところです。

本件は、改正法（上記①及び②関係）及び以上の答申を踏まえ、所要の規定を整備するため、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）等の一部を改正するものです。省令案等の概要は別紙 1 のとおりです。本改正案について、令和 4 年 9 月 27 日（火）から同年 10 月 26 日（水）までの間、意見募集を行います。

3 資料入手方法

総務省ホームページ（<https://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄に掲載するほか、電子政府の総合窓口[e-Gov]（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載します。

4 意見の提出方法

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）～（4）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（1）電子政府の総合窓口[e-Gov]を利用する場合

電子政府の総合窓口[e-Gov]（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の

意見提出フォームから御提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(2)により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：sd_governance_atmark_soumu.go.jp
setsuzoku_atmark_ml.soumu.go.jp
総務省 総合通信基盤局 事業政策課 宛て

※電子メールで意見を提出する場合は、上記両方のメールアドレスを宛先に入れた上でお送りください。

※迷惑メール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口[e-Gov]を極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしくお願いたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください)。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBとなっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2
総務省 総合通信基盤局 事業政策課 宛て

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R又はDVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください)。

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAXを利用する場合

FAX番号：03-5253-5838
総務省 総合通信基盤局 事業政策課 宛て

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期間

令和4年9月27日(火)から同年10月26日(水)まで(必着)

※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

6 留意事項

- ・意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載してください。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov]及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集の対象以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省総合通信基盤局事業政策課

電話：03-5253-5978

FAX：03-5253-5838

電子メールアドレス：sd_governance_atmark_soumu.go.jp、

setsuzoku_atmark_ml.soumu.go.jp

※電子メールで連絡される際は、上記両方のメールアドレスを宛先に入れた上でお送りください。

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省総合通信基盤局
事業政策課 宛て

郵便番号
(ふりがな)
住所(所在地)
(ふりがな)
氏名(法人又は団体名)(注1)
電話番号
電子メールアドレス

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

※該当箇所を必ず明記してください。

該当箇所	御意見